

第 1 章 目的等

1 目的等

(1) 目的

電波法は、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的としています。

(2) 定義

電波法関連法規で出てくる用語の定義は表 1 の通りです。

表 1 用語の定義

用語	定義
電波	300 万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
無線局	無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
電波の質	電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等をいう。
無線従事者	無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。
無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。



電波法の目的は、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする

第2章 無線従事者

無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければなりません。

1 操作範囲

(1) 第2級陸上特殊無線技士 <<2陸特>>

- 一 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作
 - イ 受信障害対策中継放送局及び特定市区町村放送局の無線設備
 - ロ 陸上の無線局の空中線電力 10 ワット以下の無線設備（多重無線設備を除く。）で 1,606.5 キロヘルツから 4,000 キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの
 - ハ 陸上の無線局のレーダーでロに掲げるもの以外のもの
 - ニ 陸上の無線局で人工衛星局の中継により無線通信を行うものの空中線電力 50 ワット以下の多重無線設備
- 二 第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作

(2) 第3級陸上特殊無線技士

陸上の無線局の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）で次に掲げるものの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

- 一 空中線電力 50 ワット以下の無線設備で 25,010 キロヘルツから 960 メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの
- 二 空中線電力 100 ワット以下の無線設備で 1,215 メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの

2 与えないことができる者

無線従事者の免許を取り消され、取り消しの日から2年を経過しない者には、総務大臣は無線従事者の免許を与えないことができます。

3 無線従事者免許の再交付 《2 陸特》

以下に該当する場合は、その免許証の再交付を受けることができます。

- ①無線従事者免許証を汚したとき
- ②無線従事者免許証を失ったとき
- ③氏名に変更を生じたとき

4 再交付後に見つけた場合

免許証を失ったためにその再交付を受けた後、失った免許証を発見した時は、発見した日から10日以内に総務大臣に返納しなければなりません。

5 無線従事者免許証の訂正

氏名に変更が生じたときは、免許証の再交付を受けなければなりません。



- ・ 海岸局や航空局は使えない
- ・ 免許に関することは全て総務大臣
- ・ 本籍や住所が変更しても再交付の必要はない

第3章 無線局

1 無線局の開設

無線局（基地局等）を開設しようとする者は、その旨を申請し、総務大臣の免許を受けなければなりません。

なお、免許の際には主に次のものが審査されます。《2 陸特》

- ①工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- ②周波数の割り当てが可能であること。
- ③総務省令で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること。

2 無線局免許状の記載事項

無線局の免許状には主に次の事項が記載されています。

- ①免許人（無線局の免許を受けた者をいう）の氏名及び住所
- ②無線設備の設置場所（常置場所）
- ③通信の相手方及び通信事項
- ④無線局の目的

3 無線局の免許を与えないことがある者

「電波法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者」には、無線局の免許が与えられないことがあります。

4 無線局免許状の記載事項の変更

無線局の免許人は、免許状に記載した事項（住所等）に変更を生じたときは、免許状を総務大臣に提出し訂正を受けなければなりません。

5 免許状の返納

無線局の免許がその効力を失ったとき（無線局を廃止したとき等）は、免許状を1か月以内に総務大臣に返納しなければなりません。

6 免許状の再交付 《2 随特》

免許状を汚したとき等は再交付の申請を行い、免許状の再交付を受けることができます。なお、新たな免許状の交付を受けたときは、旧免許状を遅滞なく総務大臣に返納しなければなりません。

7 有効期限 《2 随特》

無線局の免許の有効期限は基本的に5年です。再免許された免許も5年です。

8 免許状の再免許

原則として、再免許の申請は、免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行わなければなりません。

9 予備免許状の指定事項 《2 陸特》

予備免許が与えられるときに以下の事項が指定されます。

- ①工事落成の期限
- ②電波の型式及び周波数
- ③識別信号
- ④空中線電力
- ⑤運用許容時間



- ・ 免許に関することは全て総務大臣
- ・ 無線局の開設には免許が必要
- ・ 免許状には、氏名、住所、設置場所、相手方、通信事項、目的が記載されている
- ・ 電波法に違反してその執行後2年以内は免許を与えられない場合がある
- ・ 記載事項に変更があるときは免許状を提出し、訂正を受ける
- ・ 効力を失ったときは1か月以内に返納する
- ・ 再免許は3～6か月前に行う